

＜サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修要件の経過措置について＞

1 サービス管理責任者の配置について

- ・平成24年4月1日以降に新規指定の事業所は、実務経験の要件を満たしていれば、事業開始後1年間は「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を事業開始後1年以内に修了することを条件として、この間暫定的にサービス管理責任者として配置できる。

→事業開始から1年以内に「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の修了が必要

※多機能型事業所、複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設、特定基準該当障害福祉サービス事業所について

- ・上記1の要件を満たしている場合は、事業開始後3年間は実施する全ての分野のサービス障害福祉サービスの研修修了の要件を満たしているものとみなす。

→ 事業開始から3年以内に、実施する全ての分野の研修の修了が必要

2 児童発達支援管理責任者の配置について

- ・実務経験の要件を満たしていれば、平成27年3月31日までに「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了することを条件として、この間暫定的に児童発達支援管理責任者として配置できる。

→ 平成27年3月31日までに「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の修了が必要